

八戸市協働のまちづくり市民会議

みんなのまちづくり ニュースレター



協働のまちづくり市民会議



まちづくり話そうかい(会)



協働のまちづくり研修会



歩行者天国 PR 展



八戸市協働のまちづくり市民会議 (以下、市民会議)から「みんなのまちづくりニュー - スレター - (情報誌)」創刊号をお届けします。このニュー - スレター - は、市民会議で現在進められている「市民による自主的なまちづくりのためのル - ルづくり」の様子を皆さんにお伝えするものです。

今後も随時、発行する予定です。皆さんからのまちづくりに対するご意見・ご感想をお待ちしています。ぜひ皆さんの声をお聞かせください。みんなで一緒にまちづくりを考えていきましょう。





ご挨拶

- なぜ今、協働のまちづくり！か -

八戸市協働のまちづくり市民会議
議長 前山総一郎

「八戸市協働のまちづくり市民会議」は、市民主体での「協働のまちづくり」を進めるために、この6月に始まったばかりの市民会議です。公募によって集まった主婦・会社員・市民活動団体の支え役、教員、芸術関係者などなどの市民達18名が、「市民感覚」「生活感覚」に根ざしながら、本当に住みやすい地域とコミュニティのありかたを進めようとしています。

現在、地方分権一括法の施行（平成12年4月）などにより、自立した地域社会が求められているのですが、八戸市ではそのために、八戸独自の「まちづくり推進条例」や、これからのコミュニティづくりを進める「地域コミュニティ振興指針」、市民活動をさらに促進させる「市民活動（NPO）促進指針」を作ることとなりました。（こうしたことから、市民会議は、「条例検討委員会」（6名）、「地域コミュニティ振興検討委員会」（6名）、「市民活動（NPO）促進検討委員会」（6名）の三部構成となっています。）三つのことを一緒に進めて行くのは、八戸が全国初とのことです！（たぶん）

そして特に、素晴らしいことは、市民の手でそれをやってみようということになったことです。これまで、まち・地域社会の運営は圧倒的に行政主導だったのだけれども、これからは地区のことを一番知っている住民・市民が中心となって、また行政・議会と連携（協働）しながら自分たちのまち・地域社会をつくりあげ、運営していく仕組みが切実に求められるようになった・・・そうしたことから、八戸では条例と指針づくりは市民の手でおこなうこととなりました。

みんな素人。最初は、「条例って何？」「NPOってわかりにくい」「コミュニティって、

中学校区のこと？」と疑問だらけでの出発でした。「市民主体」って、時間も労力もかかって大変なことですね。けれども、思う気持ちは一つ。協働でつくる、住みよいまちづくり！

自分たち市民のためのこと、と皆さんやる気満々です。

市民の皆さんからの声を基につくりあげたいとの思いから、ワークショップを開催したり、アンケートで皆さんからご意見をいただいたり、そしてこのニュースレターを作成したりと、出来る限り市民の方々お一人おひとりの声を聞かせていただければと思っています。

是非、市民会議（事務局：八戸市市民連携課）のほうに、お声掛けくださればこれほどありがたいことはありません。ワークショップや、全国先進地の専門家を招いてのまちづくり研修会（無料）などの場にご参加いただければ幸いです。始まったばかりで、よちよち歩きの「協働のまちづくり市民会議」ですが、市民会議は八戸市民お一人おひとりと一緒にまちづくりを進めるつもりです。これからも、ご支援のほど、どうぞよろしく願いいたします！！





協働のまちづくりって、何？

「協働のまちづくり」とは、市民の皆さんや事業者と行政がそれぞれ、お互いの立場を認め、尊重することを基礎に、自立した対等の立場で協力し合いながら、まちの将来を考え、まちづくりを進めることです。

この協働のまちづくりの実現のため、「協働のまちづくり市民会議」を中心に、基本理念やルールづくりを進めています。



「協働のまちづくり」がなぜ、いま必要なのか？

地方分権・住民自治

地方分権化時代を迎え、市民の意思に基づく地域の特色を活かしたまちづくりが進められるようになってきました。

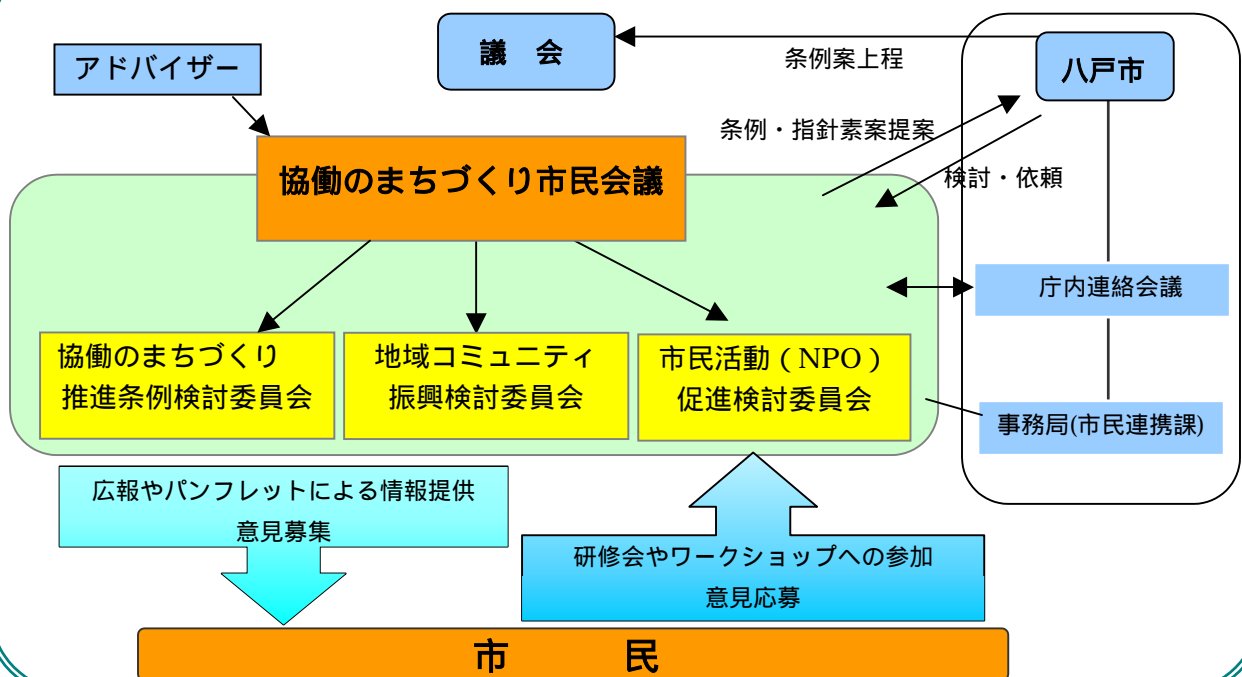
新しい公共の実現

多様化・高度化する価値観や市民ニーズに対し、これまでのように行政だけで対応することは難しくなっています。

市町村合併

地域の将来を左右する市町村合併の取り組みが進められており、合併後の地域のまちづくりについて真剣に考える必要があります。

「協働のまちづくり市民会議」って、なんだろう？



協働のまちづくり 推進条例検討委員会 からの報告

次のような内容で会議が進められてきました。

第1回

「協働のまちづくり」の意義を問う

なぜ、「協働のまちづくり」を進める必要があるのか？その社会的背景について八戸市の問題点を出しあいながら勉強会を行いました。

<以下、委員の意見より抜粋>

- ・市と住民の協働といっても、市民がものを言える場が無い 意見交換をするシステムが必要
- ・市民から意見を出そうにも、行政で何がどうなっているのかが分からない 情報の共有・公開が必要
- ・市民の側にも、自分達の手で良くしたいという意識が必要 今は役所に頼る姿勢が大きい

第2回

「条例」について勉強会

条例とは何なのか？どんな条例の種類があるのか。自治基本条例と理念条例の違いは何か。市民参加条例とは、など。宝塚市、柏崎市、ニセコ町など先進地の条例を参考にしながら、八戸にふさわしい条例の形は何かを検討してみました。

<以下、委員の意見より抜粋>

- ・八戸の条例は、分かりやすい普通の言葉で作りたい
- ・現在の八戸市の課題を洗い出すことが必要
- ・ワークショップや意見交換会等を実施して、多くの市民の手で作ることが大事

第3回

市民の意識調査の実施」の企画を検討

自治基本条例を目指し、検討することになりました。八戸市のまちづくりに関する現状把握のため、条例委員会主催で以下の実施計画案と内容を検討しました。

- ・「まちづくり話そうかい(会)」大人ワークショップ
- ・子どもを対象にしたワークショップ
- ・協働のまちづくりアンケート調査の実施



10月1日「まちづくり話そうかい(会)」

「まちづくり話そうかい(会)」

ワークショップより

環境、子育て支援・教育、市町村合併・地域、文化・芸術・スポーツ、経済、福祉・市民活動ほかのテーマについて6グループに別れて市民が意見を述べ合いました。

皆さんから出された意見の一部をご紹介します。

- ・市は町内会の自治活動を認めるべき
- ・青少年が活動できる場所を
- ・公共の施設が利用しにくい状況にある
- ・八戸の文化、歴史を知る人が少ない
- ・市は合併のデメリットも明確にするべき
- ・市に苦情をいうだけでなく市民間でできることは行う・行える体制が必要
- ・企業は公害に対する責任を考えるべき
- ・大人のモラルの低下(ごみ処理、運転マナー他)
- ・少子化高齢化対策と子育て支援
- ・環境を大切にす教育、道徳教育の勧め
- ・市は地域づくりを推進する人材育成を
- ・市民活動がしやすい環境作りとシステムを
- ・市民が気軽に意見交換できるサロンの場所
- ・リサイクルシステムの構築
- ・行政の情報公開

第4回

条例の基本構成(フレームワーク)について

「まちづくり話そうかい(会)」で出された意見に基づいて、市民が希望しているまちづくりについて意見交換を行い、条例への枠組み展開についてさらに検討を行いました。

市民活動(NPO) 促進検討委員会 からの報告



委員会のこれまで

市民活動(NPO)促進検討委員会(以下、委員会)は、「市民活動促進指針」(仮称。以下「指針」)の平成16年度中の策定を目指して活動を行っています。

今後は、これまでの取り組みの中で集められた意見や議論の内容を整理しながら、「指針」の枠組みについて話し合っていくことになります。

会議の経過

- 第1回 八戸市の市民活動促進施策公開勉強会
一般の方々の多数の参加あり
- 第2回 他の先進事例を学ぶ公開勉強会
- 第3回・第4回 八戸市内の市民活動団体へのヒアリングとその検討を行う

市民活動をどう捉えるか

さて、市民活動と一口に言いますが、それをどう捉えるべきか。実はこの点が非常に悩ましい。

委員会名にもあるNPO(非営利民間組織)という言葉もよく耳にします。もともとは、市民活動の総称のような使われ方もされていましたが、NPO法の成立もあって、法人格をもつNPOをそう呼ぶのが一般的になりつつあります。法人格を取得するには都道府県や国の認証が必要となりますから、会計的にも組織的にもしっかりした運営が設立の要件となります。誤解を恐れずにいえば、会社組織のような運営が求められると言え、言いすぎでしょうか。

その一方で、趣味やサークル的な市民活動もあります。清掃やゴミ拾いといったボランティア活動の団体はもちろん、公民館を拠点とした文化サークル、スポーツの同好会なんかも含まれるかも知れません。

委員会のこれまでの議論では、最初から市民活動をNPO等に絞ることをせずに、幅広く捉えていこうという一致点で、議論をすすめてきました。



第2回全体会議に臨む担当委員

多様な市民活動と、公共を担える市民活動

今、全国の多くの自治体で、我々が取り組んでいるような市民活動に関する条例や指針、プラン作りが進められています。

それはなぜか。公共の仕事を行政だけでは担いきれなくなってきているからに他ありません。また、公共の仕事というのは、明確に範囲が決まっているものでもありませんので、市民のニーズに合わせて新たに創造していくことも求められます。

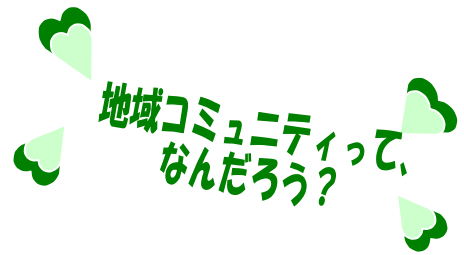
その「新しい公共」の担い手として市民活動が注目を浴びているわけです。ですから、先進事例といわれる自治体のほとんどは、市民活動のうち市民公益活動に特化して、促進を進めています。

では、八戸ではどうするべきでしょうか。第5回委員会(11月11日)では、まさにこの点について議論になりました。一致点を簡潔にまとめると、自発的で多様な市民活動(サークル的なものを含む)と、その中から生まれてくる、責任を持って公共を担える市民活動の両方に目を向けて、それぞれの促進施策を検討していこうということになりました。



そこから市民のみなさんと議論を深めていきたいと思えます。

地域コミュニティ 振興検討委員会 からの報告



【今までの会議の内容】

- 第1回 コミュニティ振興の必要性やコミュニティ施策の先進地事例についての勉強会
- 第2回 地域予算制度等の先進地事例の勉強会と、地域コミュニティアンケート調査中間報告から現状把握と問題点について
- 第3回 地区公民館のヒアリング調査実施について
- 第4回 地区公民館のヒアリング調査結果より地区公民館の役割や地域との関わりについて



コミュニティ委員会会議

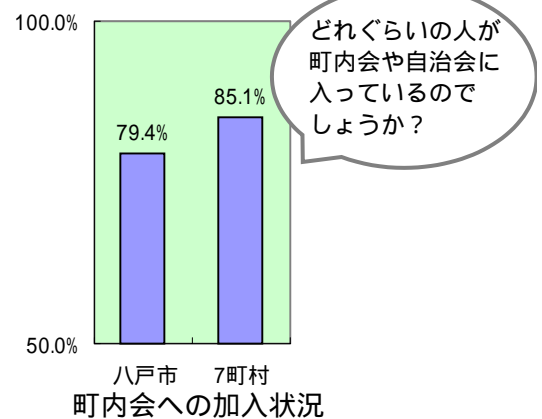
地域コミュニティアンケート調査より

【調査範囲】

八戸市、合併協議会7町村の20歳以上の住民（無作為抽）
八戸市町内会長、連合町内会会長、7町村の町内会長
連合町内会会長

【調査結果の概要】

町内会活動の問題点は・・・
住民から「若者や仕事を持つ人が参加しにくい」
町内会長から「役員のなり手が無い」



地区公民館のヒアリング調査実施

質問事項の例より抜粋

- ・ 町内会や連合町内会、または子ども会や老人クラブ等の地域団体と連携している事例についてはどのようなものがありますか。
- ・ 学校と連携している事例はどのようなものがありますか。
- ・ 公民館活動や運営面で課題に感じていることは何ですか。

委員報告より抜粋

- ・ 事業計画、自主クラブの運営では日程に空きがないほどのスケジュールと利用でいっぱい公民館もあるが、そうでない公民館との格差が大きい。
- ・ 若い世代、小・中学生、児童の公民館利用が課題。
- ・ 立地条件でも公民館の利用状況が異なる。
- ・ 住民の公民館に対する位置づけに大きなギャップがある。
- ・ 公民館が地域づくりを行っているという意識をもって活動している館長が多い。
- ・ 行政の意識改革が必要である。新しい事に対して保守的である。
- ・ 八戸の観光化、来訪者にも対応できる公民館にしていきたい。
- ・ まちづくりの拠点として公民館から交民館へ。
- ・ 地域の核となるテーマをもっている公民館もある。(伝統芸能の継承他)

協働のまちづくり

ここがわからないよ!

コーナー



「協働」って何ですか？

協働とは、お互いの存在の意味や特性を認め、尊重し合うことを基礎としながら、自立した対等の関係で協力しあうことをいいます。

地域コミュニティとは？

住む人々が主体的に参加をして地域活動を行うために、相互理解と連携のもと、人間性豊かな、心ふれあう地域社会の形成をめざす集まりです。

NPO とは？

Non Profit Organization の頭文字をとった略語で、日本語にすると「民間非営利組織」となります。狭義には、特定非営利活動法人の意味で使用されますが、広く、法人格のない団体も含んだ「市民活動団体」として使われることが多くなっています。

条例 ってなんですか？

地方公共団体がその自治権に基づき制定する自主法で、自治権の範囲に属する限りにおいて、住民の権利義務に関する法規です。(つまり、国のきまりが憲法なら、市のきまりは条例という事でしょうか。)

協働のまちづくり事業スケジュール

おおよそ、図のような流れで協働のまちづくり事業は進められていきます。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度以降
市民会議	(仮称)協働のまちづくり推進条例案検討・策定	地域コミュニティ振興指針の検討・策定	協働のまちづくり 理念の浸透
	市民活動促進指針の検討・策定		
その他事業	地域コミュニティ 実態調査 (6月～8月)	協働のまちづくり研修会開催	事業の展開 評価体制の整備
	庁内連絡会議(平成 15 年度6月下旬～16 年度末)		

(仮称)協働のまちづくり推進条例 骨子案への意見募集

これまで、ワークショップやアンケート調査などにより、まちづくりに関する市民の皆さんのご意見をいただきながら条例の骨子を検討してきました。市民の意思が行政に反映させられるシステム・市民の側からもまちづくりへ参加できるようなシステムをつくるための条例を目指しています。

委員会で検討してきた骨子案について、ぜひ、下記までご意見をお寄せ下さい。

骨子案の詳細は広報・ちらし等で別途、お知らせします。

応募方法

郵送またはファックス、E-mailで

ご意見、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、E-mailを記入のうえ、平成16年1月15日(木)までに(必着)市民連携課市民協働グループへ。
注：電話では受け付けておりませんのでご了承ください。



骨子案の一部を紹介します

条例の目的：条例を制定する目的(まちづくりの基本理念の明確化と住民自治の実現)

住民投票：市民の意見を直接問う制度

市民の役割と権利：まちづくりへの参加の権利

行政の役割：まちづくりを担う人材の育成

パブリックコメント制度：政策企画立案・計画段階で市民意見をきちんと聞く制度を

行政内外との連携：他自治体や自治体内部の連携・協力体制の構築を

事業者の役割：できる限り社会貢献に努める

議会の役割：市民の代表として、公正・誠実に市民に開かれた運営に努力する

第3回協働のまちづくり研修会

テーマ「人をつなぐ地域をつなぐNPO」

「とき」平成16年1月17日(土)

午後1時30分から4時50分まで

「ところ」八戸グランドホテル

-- 入場無料 --

「講師」NPO法人NPO事業サポートセンター

常務理事 田中尚輝 氏

横須賀市市民生活課

市民協働担当課長 横山治久 氏

市民の皆様とのフロアディスカッションもあります。

申し込み・問い合わせ

平成16年1月14日(水)までに

八戸市市民連携課へ



編集後記

素人ばかりで始まったニュースレター作り、委員18名のまちづくりへの熱い想いをひとりでも多くの皆さんにお届けしたいと、試行錯誤の中、やっと第1号が完成しました。いかがでしたか？委員は、これからも市民の目線で「協働のまちづくり市民会議」に取り組んでいきたいと思っております。がんばりますので、皆さん、応援よろしく願います！また、皆さんからの、ご意見・ご感想をお待ちしています。

編集委員 福田・西島・藤村
慶長・東山・宮崎

【問い合わせ】

協働のまちづくり市民会議事務局
(八戸市市民生活部市民連携課内)

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

Tel 0178-43-2111 内線 627

Fax 0178-47-0746

E-mail renkei@city.hachinoe.aomori.jp

